

※本レジュメは、条文に基づいて作成しておりますが、問題作成の都合上、文言の変更を行っている場合がございます。

不動産登記法

第1条（目的）

不動産登記法は、不動産の（ 1 ）及び不動産に関する（ 2 ）を公示するための登記に関する制度について定めることにより、国民の（ 2 ）の保全を図り、もって取引の（ 3 ）と（ 4 ）に資することを目的とする。

第2条第1号（定義）

不動産登記法において、「不動産」とは、（ 5 ）又は（ 6 ）をいう。

第2条第5号

不動産登記法において、「登記記録」とは、表示に関する登記又は権利に関する登記について、（ 7 ）又は（ 8 ）ごとに作成される（ 9 ）（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）をいう。

第14条第2項（地図等）

地図は、一筆又は二筆以上の土地ごとに作成し、各土地の（ 10 ）を明確にし、（ 11 ）を表示するものとする。

第14条第3項

建物所在図は、一個又は二個以上の建物ごとに作成し、各建物の（ 12 ）及び（ 13 ）を表示するものとする。

第14条第5項

地図に準ずる図面は、一筆又は二筆以上の土地ごとに土地の（ 14 ）、（ 15 ）及び（ 16 ）を表示するものとする。

第17条（代理権の不消滅）

登記の申請をする者の委任による代理人の権限は、次に掲げる事由によっては、消滅しない。

- 一 本人の（ 17 ）
- 二 本人である法人の（ 18 ）による消滅
- 三 本人である受託者の（ 19 ）に関する任務の終了
- 四 法定代理人の（ 17 ）又はその代理権の（ 20 ）若しくは（ 21 ）

-
- | | | | |
|---------|---------|---------|-------------|
| 1 表示 | 2 権利 | 3 安全 | 4 円滑 |
| 5 土地 | 6 建物 | | |
| 7 一筆の土地 | 8 一個の建物 | 9 電磁的記録 | |
| 10 区画 | 11 地番 | | |
| 12 位置 | 13 家屋番号 | | |
| 14 位置 | 15 形状 | 16 地番 | |
| 17 死亡 | 18 合併 | 19 信託 | 20 消滅 21 変更 |